

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7 月11日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表					別表				
署名	名 称	位 置	所 管 区 域		署名	名 称	位 置	所 管 区 域	
(略)					(略)				
燕警察署	(略)				燕警察署	(略)			
	燕駅前交番	燕市本町2丁目	燕市のうち新栄町、南1・2・3・4・5・6・7丁目、殿島1・2丁目、秋葉町1・2・3・4丁目、白山町1・2・3丁目、井土巻1・2・3・4・5丁目、日之出町、水道町1・2・3・4丁目、燕、井土巻、東太田、杣木、佐渡、小高、小関、花見、桜町、大曲、大関、蔵関、仲町、宮町、新町、穀町、中央通1・2・3丁目、幸町、本町1・2丁目、寿町			燕駅前交番	燕市燕	燕市のうち新栄町、南1・2・3・4・5・6・7丁目、殿島1・2丁目、秋葉町1・2・3・4丁目、白山町1・2・3丁目、井土巻1・2・3・4・5丁目、日之出町、水道町1・2・3・4丁目、燕、井土巻、東太田、杣木、佐渡、小高、小関、花見、桜町、大曲、大関、蔵関	
(略)					(略)				
吉田交番	燕市吉田春日町	燕市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町1・2・3・4丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、			吉田交番	燕市吉田春日町	燕市のうち吉田栄町、吉田水道町、吉田東栄町、吉田日之出町、吉田春日町、吉田浜首町、吉田弥生町、吉田神明町、吉田幸町、吉田寿町、吉田堤町、吉田松岡町、吉田新町、吉田旭町1・2・3・4丁目、吉田東町、吉田学校町、吉田下町、吉田中町、吉田上町、吉田新田町、吉田大保町、吉田曙町、吉田神田町、吉田若生町、吉田文京町、吉田、吉田宮小路、		

		吉田本所、吉田鴻巣、 吉田本町、吉田吉栄、 吉田法花堂、吉田下中 野、吉田西太田（一般 国道116号の東側の地 域を除く。）、 <u>吉田浜首、</u> <u>吉田松岡新田、吉田矢</u> <u>作</u>		吉田本所、吉田鴻巣、 吉田本町、吉田吉栄、 吉田法花堂、吉田下中 野、吉田西太田（一般 国道116号の東側の地 域を除く。）、
	(略)			(略)
(略)				(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。